


所管部課	学校教育部学校教育課	部長	阿部晴彦		
件名	教育委員会制度の改正内容と対応について				
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律			
	部課機関	議会事務局、企画財政部、総務部			
1. 要旨					
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）に伴う教育委員会制度の改正内容と対応について、その概要を全員協議会で説明したい。</p> <p>（主な内容）</p> <p>(1) 教育長と教育委員長を一本化した「新」教育長を平成28年4月1日から設置する。 （現教育長の任期中（平成28年3月31日まで）は経過措置を適用する。）</p> <p>(2) 「新」教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図る。</p> <p>(3) 市長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を設置する。</p> <p>(4) 市長は教育に関する「大綱」を策定する。</p> <p>（影響及び効果）</p> <p>(1) 経過措置期間（平成28年3月31日まで）は、教育長、教育委員長、教育委員会の関係は現行と変わらない。</p> <p>(2) 「新」教育長の身分関係の変更に伴う条例等の改正を平成27年度中に整備する。</p> <p>(3) これまで以上に、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化が図られる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 平成26年6月20日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布</p> <p>(2) 平成26年7月～10月、制度説明会への出席、各市情報交換、庁内調査、情報提供</p> <p>(3) 平成26年11月17日、市長・副市長指示伺い</p> <p>(4) 平成26年12月15日、副市長指示伺い</p> <p>(5) 平成27年 1月 8日、副市長指示伺い</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、2月10日開催の全員協議会で説明したい。</p>					
5. 審議結果					

注：提出は秘書係へ21部。定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。